

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年 3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 84号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 1備考以外の部分中

「

水産棟（鮮魚）	470 ^円	を
---------	------------------	---

」

「

水産棟（鮮魚）	470 ^円	に、
水産棟（塩干）	440	

」

「

2	階	2,250	を
---	---	-------	---

」

「

	2	階	2,250	に、「1,6
水産棟	1	階	2,620	
(塩干)	2	階	2,100	

」

23」を「1,750」に、「1,297」を「1,400」に、

「

水産棟（鮮魚）	1,850	を
---------	-------	---

」

水産棟（鮮魚）	1,850	に、
水産棟（塩干）	1,730	

水産棟（鮮魚）	2,110	を
---------	-------	---

水産棟（鮮魚）	2,110	に、「507」を「80
水産棟（塩干）	1,970	

0」に、

水産棟（鮮魚）	170	を
---------	-----	---

水産棟（鮮魚）	170	に、
水産棟（塩干及び加工食料品卸販売業者）	160	

水産棟加工処理場（塩干）	2,270	を
--------------	-------	---

水産棟加工処理場（塩干）	2,440	に、
--------------	-------	----

「

積降場（塩干及び加工食料品卸 販売業者）	848
-------------------------	-----

を
」

「

積降場（塩干及び加工食料品卸 販売業者）	910
-------------------------	-----

に、
」

「

水産棟 （塩干）	仲卸荷さ ばき場	408	を
	屋外	495	

」

「

水産棟 （塩干）	水産物置 場	200	に改める。
	仲卸荷さ ばき場	470	
	屋外	530	

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（第一市場）